ワシントン条約

a. ワシントン条約の意義

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES:通称ワシントン条約)は、国際協力によって野生生物の国際取引を制御し、野生生物の絶滅を防止しようという趣旨で1973年に成立した(1975年発効).日本は1980年に批准した、現在の締約国数は175である(2011年3月時点).

ワシントン条約は、野生生物種を絶滅から守るという野生生物保全の条約としての側面と、効果的な管理によって野生生物の国際取引を持続させていくという国際取引管理の条約としての側面をもっている。ただし、究極的な目的が「野生動植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないようこれらの種を保護するため」(条約前文、下線は著者による)であることは再認識する必要がある。

b. ワシントン条約のしくみ

条約の規制対象となる絶滅のおそれのある野生動植物は「附属書 $I \cdot II \cdot III$ 」に区分して掲載される($\frac{1}{8}$).附属書 I は,国際取引の影響下で絶滅のおそれが生じている種のリストである.掲載種の国際商業取引(輸入,輸出および海(公海)からの持ち込みを含む)は原則禁止される.ただし,商業目的であっても,条約締結前あるいは附属書 I 掲載前に取得したものへは規制が適用されないし,飼育繁殖したものは附属書 I 掲載種と扱われるなど,例外的に取引が許される場合もある.また,非商業目的(学術研究など)のための取引は輸出国による輸出許可および輸入国による輸入許可を得れば可能である.

附属書Ⅱは、現在絶滅のおそれはないが、国際取引を規制しなければ将来そうなりそうな予備軍的な種が掲載される。取引は許されるが、輸出の際に輸出国政府の輸出許可が必要になる。

自国の政策上、国際取引を規制してその保全を図りたい種については、その国が附属書Ⅲに掲載することができる。附属書Ⅲに掲載した国からその種を輸出する際には、その国の輸出許可が必要となる。それ以外の国から輸出する場合にも原産地証明書の発給が必要である。

ワシントン条約の運営を決める意思決定機関の頂点は「締約国会議 (COP)」である.3 年に1度しか開催されず、意思決定を機動的に行いがたい面があるので、締約国会議で大枠を決め、細部は「常設委員会」の決定に任せたり、締約国会議の議題について常設委員会で事前に情報整理や意見集約をやっておくことが多くなっている。また、条約実施のための諸事務(締約国会議等の準備、科学的・技術的調査、年次報告書の作成等)を担うため、国連環境計画 (UNEP) 内に条約事務局が置かれている. 表1 ワシントン条約附属書(2011..3現在)

表し リンントン余約附属	音(ZUII) - 近江/		
	附属書 I (約800種) =国際取引によって絶滅のおそれが生 じている種	附属書 II (約29,000種) =国際取引を規制しないと、今後絶滅 のおそれが生じる種	附属書Ⅲ(約200種) =各国が自国内での保護のために、他 国の協力を得て、国際取引を規制したい と考える種
主なリスト掲載種(利用目的)	印鑑やアクセサリー)、一部の国を除くアフリカゾウ(象牙が印鑑やアクセサリー)、バングラデシュ、インド、タイのベンガルヤマネコ(毛皮)、ゴリラ(食用)、サイ(角が漢方薬の原材料)、オランウータン(ペット)、ツキノワグマ(胆のうが漢方薬の原材料)、ほとんどの大型クジラ類(食用)、コンゴウインコ(ペット)、	やアクセサリーの原材料)、ホオジロザメ(顎(歯)を装飾用に展示、フカヒレ)、ラミン(木材)、沈香(香水など)、附属書 I 掲載種以外のサル類全て(実験用、ペット)、附属書 I 掲載種以外のネコ類全て(毛皮、ペット)、附属書 I 掲載種以外のオウム類全て(ペット)、アジアハコガメ類全て(ペット、食用)、カメレオン類全て(ペット)、シャコガイ類全て(アクセサリーの原材料)、サンゴ類多数(装飾	キツネ、マングース、ジャコウネコ類のいくつか(インド)(毛皮)、セイウチ(カナダ)(牙)、キンカジュー(ホンジュラス)(ペット)、イシガメ類のいくつか(中国)(食用)、スッポン類のいくつか(中国)(食用)、ブラジリアン・ローズウッド類のいくつか(ベネズネラなど)(装飾用)など。
	・商業目的の国際取引は原則禁止 ・非商業目的の輸入・輸出については輸入許可書及び輸出許可書が必要(事前に輸入許可が出ていなければ輸出許可書は発給されない)	輸出許可書が必要。	・附属書掲載国の輸出については輸出 許可書必要。・附属書掲載国からの輸入については 輸出許可書の提出、それ以外の国から の輸入については原産地証明書が必要。
日本における国内取引 規制の内容(条約の効力 ではない)		規制なし	規制なし

c. ワシントン条約の許可に基づいて国際的に取引されている野生生物

ワシントン条約 (CITES) の下での許可取引は、世界的にどのような規模で展開しているのだろうか. たとえば、2004 年から 2008 年までの間に、生きた哺乳類が 57,529 頭、鳥類が 184,684 羽、爬虫類が 2,771,506 匹、両生類がおよそ 93,202 匹が世界各地で輸入されている。2004 年から 2008 年までの変化をみると、鳥類が 2006 年に大きく減少したことを除けば(おそらく鳥インフルエンザの蔓延が原因)、取引量は増加あるいは安定する傾向にある (CITES 事務局ホームページ).

次の表2は、例として、同じ期間(2004年から2008年)の生きた動植物の輸入国について上位3位と日本の順位を抜き出してみたものである(同上).アメリカの輸入量は圧倒的であるが、それ以外の国でこれほど数多く上位にランクインする国はほかにはなく、日本が「野生生物輸入大国」であることを再認識させる結果となっている.

(坂元雅行)

表 2 ワシントン条約に基づく許可を得て行われた生きた動植物の輸入:輸入国トップ 3 (2004-2008 年)

	1位(数量)	2位(数量)	3位(数量)	日本(数量)
哺乳類	アメリカ	中国	日本	_
	(57, 529)	(46, 389)	(25, 112)	
鳥類	シンガポール	日本	メキシコ	_
	(不明)	(163, 999)	(123, 482)	
爬虫類	アメリカ	メキシコ	スペイン	日本:7位
	(2, 771, 506)	(469, 599)	(346, 643)	(142, 500)
両生類	アメリカ	カナダ	日本	_
	(93, 902)	(8, 553)	(7, 069)	
魚類	アメリカ	香港	シンガポール	日本:4位
	(239, 548)	(不明)	(不明)	(63, 360)
無脊椎動物	アメリカ	フランス	ドイツ	日本:11位以下
	(1, 112, 736)	(369, 238)	(156, 671)	
サンゴ	アメリカ	イギリス	日本	_
	(3,756,182)	(571, 528)	(427, 860)	
ラン	韓国	アメリカ	日本	_
	(213, 454, 462)	(99, 568, 202)	(53, 366, 340)	
サボテン	アメリカ	オランダ	日本	_
	(21, 190, 223)	(6, 309, 891)	(6, 243, 595))	
その他植物	オランダ	アメリカ	ナミビア	日本:5位
	(75, 587, 559)	(17, 898, 981)	(15, 000, 209)	(1, 799, 603)

[CITES 事務局ホームページより集計]